

商品概要説明書

ジャックスフリーローン

2020年6月1日現在

商品名	ジャックスフリーローン
ご利用いただける方	以下の全ての条件に適合する者とする。 Aタイプ ○当JAの組合員（准組合員含む）・役職員（関連会社役職員含む）で次の条件を満たす方 (1)借入申込時の年齢が満20歳以上65歳以下（完済時年齢70歳以下） (2)安定・継続した収入の見込める方 (3)過去に不渡り、延滞等の事故がなく、㈱ジャックスの保証が受けられる方 Bタイプ ○当JAの住宅ローン利用中の方（新規申込で審査可の方含む）で次の条件を満たす方 (1)借入申込時の年齢が満20歳以上65歳以下（完済時年齢70歳以下） (2)安定・継続した収入の見込める方 (3)利用中の住宅ローンで直近1年間に支払遅延がない方 ※支払実績は、1年未満でも申込可能 (4)過去に不渡り、延滞等の事故がなく、㈱ジャックスの保証が受けられる方
資金用途	原則として自由(但し、事業性資金は除く)
融資金額	10万円以上300万円以下（1万円単位）
融資期間	6ヶ月以上8年以内（1ヶ月単位）
融資形式	証書貸付
融資利率	固定金利とし、当JA所定の利率とする
返済方法	(1)毎月元利均等分割返済 (2)毎月元利均等分割返済とボーナス返済の併用 ※但し、ボーナス返済元本は融資金額の50%以内
保証料率	貸出金利に含みます。
担保	不要
連帯保証人	原則として不要 ※但し、㈱ジャックスが必要と判断した場合は必要とする
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本店信用共済部(電話：0237-55-0910)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合信用共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。

	<p>上記 J A バンク相談所にお申し出ください。)</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）</p> <p>第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）</p> <p>第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、当 J A およびご利用の保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済の試算については、当 J A の融資窓口までお問合せください。</p>

J A みちのく村山

商品概要説明書

ジャックス営農者フリーローン

2021年6月1日現在

商品名	ジャックス営農者フリーローン
ご利用いただける方	以下の全ての条件を満たす方 (1) 借入申込時の年齢が満20歳以上、完済時年齢満81歳未満 (2) 農業を営む、または従事する個人の方 (3) 安定・継続した収入の見込める方 (4) 過去に不渡り、延滞等の事故がなく、株式会社ジャックスの保証が受けられる方
資金使途	自由 尚、事業性資金の申込みに関し、設備投資関連以外の農業資金については、以下の通りといたします。 (1) 複数契約の取扱いを不可といたします。 (2) 設備投資関連資金（長期資金）との合算での取扱を不可といたします。
融資金額	10万円以上1,000万円以内（1万円単位） 但し、設備投資関連以外の農業資金については、上限金額を300万円以内といたします。
融資期間	6ヶ月以上10年以内（1ヶ月単位） 但し、設備投資関連以外の農業資金については、原則2年以内といたします。
融資方法	顧客口座振込
融資形式	証書貸付
融資利率	当JA所定の利率（固定金利型）といたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 お借入時の利率は、当組合所定の方法により見直しを行います。 ※利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	(1) 元利均等毎月返済 (2) 元利均等半年賦返済（年2回の返済） 第1回目支払月は、契約月から6ヶ月以内とし、第2回目の支払月は、第1回目支払月から6ヶ月後といたします。第3回目以降も同様に繰り返しとなります。 (3) 元利均等年賦返済（年1回の返済） 第1回目支払月は、契約月から12ヶ月以内とし、第2回目以降の支払月は、第1回目支払月の翌年同月といたします。以降も同様に繰り返しとなります。
保証料率	融資利率に含みます。
担保	不要
連帯保証人	不要
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本店信用共済部（電話：0237-55-0910）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

	<p>また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合信用共済部またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>山形県弁護士会、仙台弁護士会（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記J Aバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）</p> <p>第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）</p> <p>第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、当J Aおよびご利用の保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済の試算については、当J Aの融資窓口までお問合せください。</p>

J Aみちのく村山

商品概要説明書

住宅ローン利用者向けフリーローン

2022年10月3日現在

商品名	住宅ローン利用者向けフリーローン
ご利用いただける方	次の条件を満たす方。 (1)借入申込時の年齢が満20歳以上65歳以下（完済時年齢70歳以下） (2)安定・継続した収入の見込める方 (3)当JAで新規住宅ローン申込を行い応諾が得られている方、または住宅ローン利用中の方で直近1年間の返済に遅延が無い方 (4)過去に不渡り、延滞等の事故がなく、(株)ジャックスの保証が受けられる方
資金用途	原則として自由(但し、事業性資金は除く)
融資金額	10万円以上300万円以下（1万円単位）
融資期間	6ヶ月以上8年以内（1ヶ月単位）
融資形式	証書貸付
融資利率	固定金利とし、当JA所定の利率とする
返済方法	(1)毎月元利均等分割返済 (2)毎月元利均等分割返済とボーナス返済の併用 ※但し、ボーナス返済元本は融資金額の50%以内
保証料率	貸出金利に含みます。
担保	不要
連帯保証人	原則として不要 ※但し、(株)ジャックスが必要と判断した場合は必要とする
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本店信用共済部(電話：0237-55-0910)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合信用共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
<p style="text-align: center;">その他</p>	<p>○お申込みに際しては、当 J A およびご利用の保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済の試算については、当 J A の融資窓口までお問合せください。</p>

J Aみちのく村山